2　［略］ 一・二　［略］ 三　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 イ　情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。 ロ　現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。 ハ　情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。	2　［略］ 一・二　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項及び第五十三条の規定に基づき、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（先端設備等の要件） **第一条**　［略］		（先端設備等の要件） **第一条**　［略］	
指定設備		指定設備	
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
建物	全ての指定設備	［新設］	［新設］
構築物	全ての指定設備	［新設］	［新設］
2　前項の設備等（建物を除く。以下この項において同じ。）のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次の各号に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項		2　前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次の各号に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）である場合及び第二号の比	